

嘱託介助員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び平成17年3月3日付け16川教庶第1274号教育長通知別紙「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」に基づき、嘱託介助員について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託介助員は、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童又は生徒の食事・着脱・排泄等身辺処理の介助に関する事。
- (2) 児童又は生徒の校内における移動の介助に関する事。
- (3) 児童又は生徒の校外活動・学校行事における介助に関する事
- (4) 児童又は生徒の危険な行動の防止等安全面の配慮に関する事。
- (5) 児童又は生徒の学習の支援に関する事。
- (6) スクールバスの添乗における介助に関する事。
- (7) その他、学校運営上必要な事項。

(任用)

第3条 嘱託介助員は、次に掲げる要件を満たす者から、その職を必要とする指導課長が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者。
- (2) 教員免許、ホームヘルパー資格等福祉に関わる有資格者又はその経験を有する者。

2 嘱託介助員の任期は、原則として1年以内とする。

(定数)

第4条 嘱託介助員の定数は、32名とする。

2 前項の勤務地ごとの定数の内訳は、その職を必要とする学校の状況に合わせて事務局の課長が決定する。

(身分及び任用の更新)

第5条 嘱託介助員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 嘱託介助員の任用の更新は、規則第5条の規定による。

(退職)

第6条 嘱託介助員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）及び職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受け、退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「再雇用非常勤職員」という。）にあっては、満65歳に達した日以降における最初の3月31日
- (4) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 嘱託介助員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 嘱託介助員の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1

78号)に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを除いた日で、週5日で所属長の指定した日とする。

- 2 前項の規定により所属長の指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休日と重なった場合は、その日については勤務を要しない日とする。
- 3 所属長が勤務を要しない日に勤務を命じた場合は、当該勤務を行った日から起算して2週間以内にある当該非常勤職員の勤務日を、勤務を要しない日に変更するものとする。
- 4 嘱託介助員の勤務時間は、原則として1週5日29時間とする。ただし、必要な場合はあらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。また、所定の勤務時間の途中で休憩時間を置くものとする。

（年次有給休暇）

第9条 嘱託介助員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託介助員については、その会計年度内において任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

この場合、5月1日から翌年4月30日までの期間をもって年度とする再雇用非常勤職員については、別表2の任用月について、「4月～9月」を「5月～10月」に、「10月」を「11月」に、「11月」を「12月」に、「12月」を「1月」に、「1月」を「2月」に、「2月」を「3月」に、「3月」を「4月」に読み替えるものとする。

- 2 第5条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第10条 嘱託介助員に対して、年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住所の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引
- (7) 夏期休暇は、7月1日から9月30日までの間において、原則として1日を単位につきのとおりに付与する。

任用月 1週間 の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月以前任用	9月任用
5日	5日	3日	2日

- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年教委規則第12号）により実施している健康診断については、正規職員に準じて必要な時間を付与する。
- (9) 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）
- (10) 嘱託員の出産
- (11) 女性嘱託員の生理
- (12) 嘱託員の育児
- (13) 子の看護
- (14) 短期の介護

- (15) 妊産婦である女性嘱託員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- (16) 妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (17) 妊娠中の女性嘱託員が、当該女性嘱託員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- 2 前項第1号及び第9号までの特別休暇は、有給とする。
- 3 第1項第10号から第17号までの特別休暇は、無給とする。
- 4 第1項第1号から第6号まで及び第8号、第10号から第12号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間については、女性嘱託員が請求した期間とする。
- 5 第1項第15号から第17号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。
- 6 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

- 7 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	4日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
5 日以上	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	10 日
4 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	7 日
3 日	—	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	5 日
2 日	—	—	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日

8 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
5 日以上	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	5 日
4 日	1 日	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	4 日
3 日	—	1 日	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
2 日	—	—	1 日	1 日	1 日	1 日	2 日
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日

(2) 要介護者が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
5 日以上	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	10 日
4 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	7 日
3 日	—	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	5 日
2 日	—	—	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日

9 前8項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

(報酬)

第 11 条 嘱託介助員には、第 1 種報酬及び第 2 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の月額、次のとおりとする。

勤務時間	29 時間
1 週間の勤務日数	5 日
	170,000 円

3 第 2 種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する要領第 13 条第 3 項及び第 4 項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第 1 種報酬及び第 2 種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬)

第 12 条 嘱託介助員が月の途中において任用された場合の当該月の第 1 種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た額に、第 14 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。

2 嘱託介助員が月の中途において退職した場合の当該月の第 1 種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た額に、第 14 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第 1 種報酬の減額)

第 13 条 嘱託介助員が勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、次条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を、第 11 条第 2 項に定める第 1 種報酬月額から減額して支給する。

(勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額)

第 14 条 嘱託介助員の勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額は、1,353 円とする。

(費用弁償)

第 15 条 嘱託介助員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 12 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 21 号）別表の 4 等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和 37 年川崎市条例第 50 号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第 16 条 嘱託介助員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第 17 条 嘱託介助員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

2 嘱託介助員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に通勤しない場合、当該期間に対する第 1 種報酬及び第 2 種報酬は支給しない。

(健康診断)

第 18 条 1 週間の通勤日数が 5 日で 29 時間勤務の嘱託介助員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第 20 条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条第 4 項及び第 11 条の規定については、平成 19 年 4 月 1 日任用から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 6 条第 3 項の規定の適用については同項中「満 65 歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた者	満 63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	満 64 歳

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

1 週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
5 日	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日

別表第 2（第 9 条関係）

1 週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数						
	4 月～9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
5 日	10 日	5 日	4 日	3 日	2 日	2 日	1 日